

令和7年 第4回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和7年4月25日(金) 9時00分
場 所 南庁舎2階 会議室3

○提出議題 (20件)

- 高農議第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
- 高農議第10号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について(1)
- 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(11)
- 報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(1)
- 報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(2)
- 報告第15号 農地法第3条許可の取消について(1)
- 報告第16号 農地の使用貸借の解約通知のこと(2)

○出席委員 (14名)

1番	大濱 正則	2番	北野 保夫
3番	本庄 捨伸	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	野村 富夫
7番	北原 知子	8番	駒井 隆彦
9番	長谷川 巧	10番	松本 慶一
11番	松本 眞実子	12番	芦谷 博務
13番	杉田 住夫	14番	宮下 多恵子

○出席事務局職員 (3名)

事務局	事務局長	西田 幸生
"	主 幹	鵜鷹 一成
"	事務吏員	加嶋 良輝

○出席市長部局 (1名)

産業振興課	課長	松本 剛
-------	----	------

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第4回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。過半数に達しておりますので、総会は成立しております。
- 本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第9号～10号の3件、報告第12号～16号の17件、併せて20件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第4回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により9番 長谷川委員、及び 10番 松本慶一委員よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づき進めてまいります。
- 高農議第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第9号は、農地法第3条第1項の規定による許可申請審議で、2件ございます。
- (高農議第9号 1番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。
- 番 譲受人は、こども食堂を経営しており、譲り受けた農地は子供たちとの野菜の作付け体験の場として活用します。水については、農地に隣接して自宅があり、自宅敷地内にある井戸水を利用します。その他については、事務局の説明通りで問題ありません。小委員会では承認しました。
- 議 長 補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、高農議第9号申請番号1番は承認されました。続きまして、申請番号2番について、事務局説明願います。
- 事務局 (高農議第9号 2番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

■番、■番 事務局の説明通りで問題ありません。小委員会では承認しました。

議長 補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

■番 譲受人の父に当たる方が大規模に農地を耕作していますが、将来的に譲受人は農地を相続し、耕作する予定がありますか。

■番 将来の予定までは確認できておりません。

議長 その他、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので、高農議第9号申請番号3番は承認されました。続きまして、高農議第10号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について」を、産業振興課より説明願います。

産業振興課 (高農議第10号を読み上げる)

議長 産業振興課の説明が終わりました。産業振興課より高農議第10号について農業委員会としての意見を求められておりますが、「意見なし」としてよろしいでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので、高農議第10号について、農業委員会としては「意見なし」とすることとします。

続きまして、報告第12号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第12号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、11件ございます。

(報告第12号1～11番を読み上げる)

議 長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

■ 番 相続登記が義務化されましたが、違反した者には罰則が与えられますか。

事務局 罰則が実際に課されるかどうかはわかりません。

■ 番 相続未登記の農地であって、相続登記がされていない農地が多くあると思います。そういった農地を農会長の立場になった人が所有者を管理していく事は難しいです。なので、所有者が不明の農地について、農業委員会で対応できる方法があれば教えてほしいです。

事務局 今後検討します。

議 長 県の指針等々を確認していただき、検討をお願いいたします。続きまして、報告第13号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第13号は「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」で、1件でございます。
(報告第13号を読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし

議長 続きまして、報告第14号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第14号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出で、2件でございます。
(報告第14号1～2番を読み上げる)

議 長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし

議 長 続きまして、報告第15号「農地法第3条許可の取消について」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第15号は、農地法第3条許可の取消についてで、1件でございます。
(報告第15号を読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし

議長 続きまして、報告第16号「農地の使用貸借の解約通知のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第16号は、農地の使用貸借の解約通知のことで、2件でございます。
(報告第16号1～2番を読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし

議長 以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以上)

終了時刻 午前10時10分

議事録署名委員

長谷川 巧 委員

松本 慶一 委員